

事 務 連 絡  
平成20年 1 月 2 4 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(タイ産蜂の子及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年9月21日付け食安輸発第0921001号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入者の自主検査の結果、タイ産蜂の子加工品から食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、テトラサイクリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

タイ産蜂の子及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) CHIANGMAI HEALTHY PRODUCT CO., LTD.の製造した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、テトラサイクリンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、テトラサイクリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：蜂の子の粉（BEE LARVA POWDER）
2. 生産国：タイ
3. 製造者：CHIANGMAI HEALTHY PRODUCT CO., LTD.
4. 検査結果：テトラサイクリン 0.04ppm（基準：含有してはならない）
5. 検 疫 所：名古屋検疫所中部空港検疫所支所（届出受付番号：第54000881891号1欄）
6. 輸 入 者：有限会社 春日養蜂場